

## 東村山市ゴルフ連盟規約

(名称および事務局)

第1条 本連盟は東村山市ゴルフ連盟(以下本連盟と称す)と称し、事務局を会長宅におく。

(目的)

第2条 本連盟はゴルフを通じ、会員相互の親睦と技術の向上を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本連盟は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 市民ゴルフ大会(春、秋の年2回)の開催
- 2 市民ゴルフ大会のグロス上位者によるスクラッチ選手権(毎年5月から7月の間)
- 3 都民体育大会夏季ゴルフ大会に選手を派遣する。
- 4 近隣市親睦ゴルフ大会への参加(毎回20~40名)
- 5 柏崎刈羽交流ゴルフ大会への参加(30名くらい)
- 6 その他必要な事業

(組織、参加資格)

第4条 東村山市に在住する者及び市内勤務者とします。  
ただし、本部役員会が参加を認めた者にも参加資格を与える。

(支部組織)

- 1 各町のゴルフ会を支部とし支部から理事の連盟役員を1名選出する。(基本的に支部長)
- 2 どこの支部にも属さない個人の参加を認めます。

(役員)

第5条 本連盟に次の役員をおく。

- 1 会長、副会長、理事長、副理事長、理事、会計、監介、総務
- 2 会長は本連盟を代表する。副会長は会長を補位し、会長不在のときは会長代行とする。  
会長、副会長は役員会の承認を経て決定する。
- 3 役員会を最高決定機関とする。
- 4 役員任期は2カ年とし、再任を妨げない。

(経費及び会計)

第6条 1 市民ゴルフ大会の参加費を¥2,000とします。  
2 各支部経由の参加者はまとめて、大会当日に会計役員に収める。  
3 個人参加者は大会当日に会計役員に直接収める”

(罰則)

第7条 1 本連盟会員としてJGA、KGA等の大会で目覚ましい成組のあった選手に述盟として表彰する。  
2 本連盟会員としての品位を偽つける行為があった場合は本部役員会に図り、処罰することができる。

(年度)

各年度は4月1日に始まり、翌年の3月31日までとします。

付則

第8条 1 個人情報の漏えいには慎重に対処する。  
2 この規約は2018年5月9日から施行する。